

適正な工期で受発注ができるルールづくりにむけて

1. 建設産業を取り巻く環境

建設産業は現在、東日本大震災からの復興をはじめ防災や減災、老朽化したインフラ対策で重要な役割を担っています。また、将来にむけては社会の変化や社会の多様なニーズに応え、さらに重要な役割を果たしていくことが求められています。しかし、近年、建設産業では受注競争が激化し、過度に短い工期や低価格での受注などから他産業に比べ利益率は低迷を続けています。(図1) 低い利益率によって作業所では、少人数での施工を余儀なくされ、私たち組合員の労働環境へしわ寄せが及んでいます。

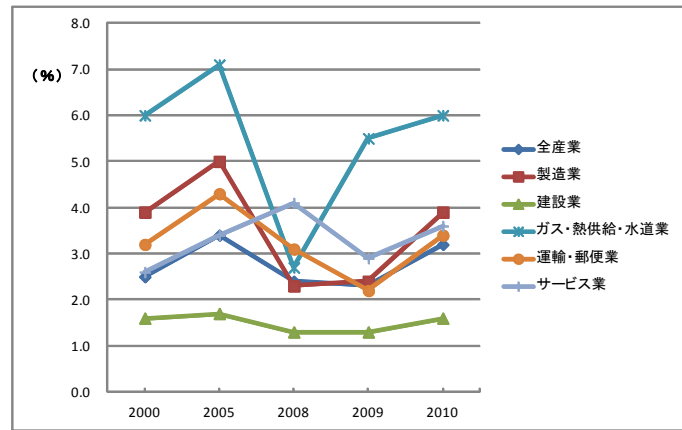


図1 業種別法人企業の売上高経常利益率

2. 所定外労働時間の現状

日建協が加盟組合員を対象としたアンケートによると、1ヶ月当りの平均所定外労働時間(図2)は、過去10年間に於いて外勤建築技術者は月80時間を超える高い値で推移し、2012年については、月99.1時間と大幅に増加しました。

次に2012年11月の休日取得状況(図3)をみると外勤建築技術者は、土・日・祝日の合計で5.3日と少なくっており、休日出勤を行っていることがわかります。その理由として「工程が厳しく土曜閉所が組み込めない」という組合員の声が多くなっており、厳しい工期のもとで施工していることがわかります。また、建築作業所の配員(図4)は約半数の作業所で3人以下となっており交替で休むことすら難しい状況となっています。

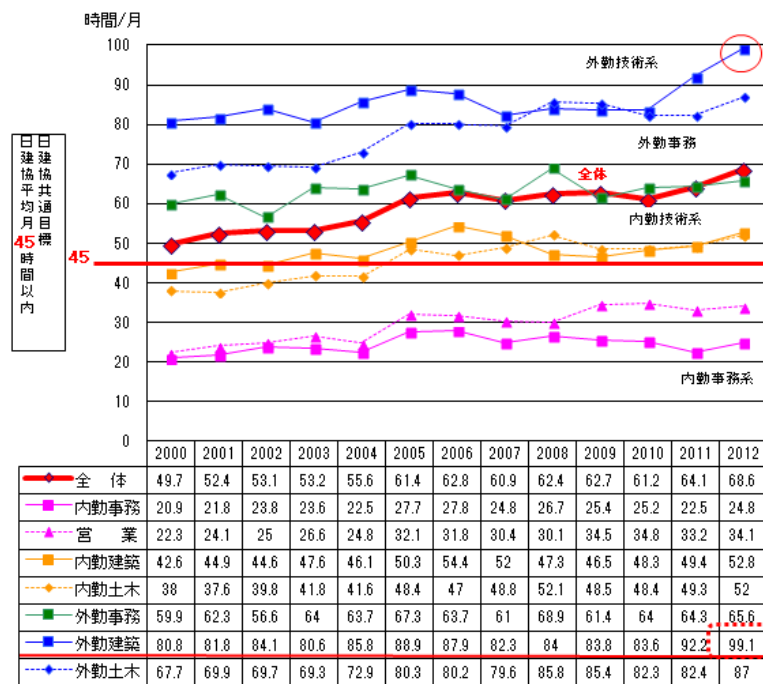


図2 所定外労働時間の推移

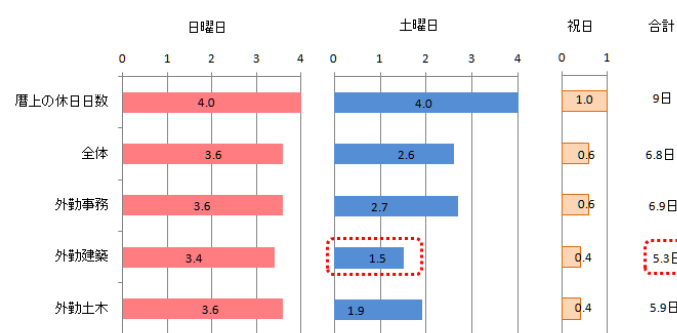


図3 2012年11月の休日取得状況

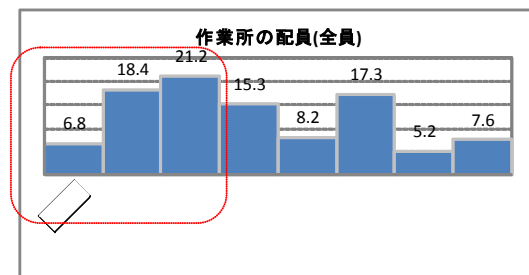


図4 作業所の配員(2010年 建築作業所アンケートより)

3. 長時間労働が建設産業に与える影響

日建協では、こうした過度に短い工期による長時間労働は「入職を希望する学生の減少」「若手技術者の離職」「健康に対する不安」「技術の伝承ができない」といった問題を引き起こしている要因のひとつとなっていると考えます。2012年度に日建協が大学生を対象に実施した出前講座アンケート(図5)の結果からも「労働時間・休日取得」「仕事と生活のバランス」について就職先を決めるうえで重要視するが、ゼネコンでは労働時間が長く、さらに休日の取得も難しく、仕事と生活のバランスが取れていないと学生が考えていることがわかります。長時間労働は、わたしたち組合員の労働環境を悪化させるだけでなく、次世代を担う学生に悪いイメージを抱かせ、建設産業全体のイメージを低下させています。

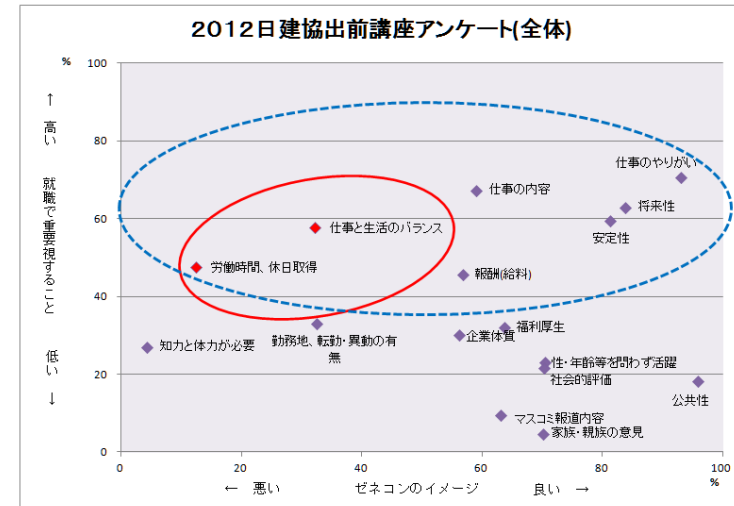


図5 就職先を決めるうえで重要視すること(3つ選択)(2013年1月 出前講座アンケートより)

4. 適正な工期で受発注ができるルールづくりにむけて

日建協は、これまでの問題の解消をはじめ労働条件の向上や建設産業の魅力向上のため、過度に短い工期による長時間労働の解消には、適正な工期で受発注できるルールが必要と考えます。2012年度の活動では、対等な立場での契約が適正な工期での受発注を促すと考え、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款に着目し、日建協加盟組合企業経営者との意見交換に加え、民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会の委員長をはじめ、委員会を構成する6団体と意見交換を実施しています。

(1) 日建協加盟組合企業経営者・契約約款委員会の構成団体との意見交換

企業経営者との意見交換では、工期だけではなく過当な競争など建設産業の抱える様々な構造的な問題に対する意見がありました。特に受注者側の努力だけでは解消できない過度に短い工期を規制やルールによって防止する必要がある、との声が多く寄せられました。また、契約約款委員会の構成団体は、資格者団体・設計者団体・施工者団体など立場によって温度差もありましたが、会員数の減少や入職者の減少などから休日を確保することで建設産業全体の魅力向上が必要である、といった意見が多く寄せられました。しかし、施工者団体からは適正な工期が必要との意見をいただく一方で、資格者団体や設計者団体からは、適正な工期が必要という前向きな意見は得られませんでした。

(2) 民間建築工事の標準的な工期について

日建協では、民間建築工事で適正な工期を判断できる「標準的な工期」を示すことが適正な工期設定につながると考え、実際のデータに基づき、「稼働日」「不稼働日」を明確にした「日建協標準工期」を策定しました。(別紙)

「適正な工期で受発注できるルールづくりにむけて」ご検討をお願いします。

○適正な工期は、受発注者が対等な立場で契約することではじめて実現できると考えます。民間建築工事の模範となる官庁工事においても契約のあり方やその運用についてご検討をお願いします。

国土交通省が示す民間工事標準請負契約約款は、民間の契約約款の手本となるものです。過去に甲乙から受注者・発注者と表記を改めています。名称を改めただけで対等な立場で契約できる約款ではありません。受注者・発注者が対等な立場で契約できる契約約款は、適正な工期を実現するためのルールづくりにつながり、建設産業の健全な発展に欠かせないと考えます。